

本資料(参考和訳)は、Deloitteが2015年11月26日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。

間接連動の有配当契約に関する会計処理は未解決のままである
今月はいくつかの細かな決定事項のみが決議された

Francesco Nagari
Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner
2015年11月26日



目次

- 2015年11月18日のIASB会議のハイライト
- IASBスタッフの分析、審議内容及びIASBの決定事項の要約
- 次のステップ

ハイライト

- IASBは間接連動の有配当契約の会計処理に関するスタッフ提案に対して結論に到らなかった。当該事項については今後の会議で再度審議される予定である。
- 変動手数料アプローチ(VFA)**は、保険契約に組み込まれている金融保証を基礎となる項目の範囲に含めるよう修正されるべきではない。
- 一般モデルは現在の割引率を使用したCSMの再測定を要求または許容するよう修正されるべきではない。
- 投資不動産、関連会社に対する投資、自己使用不動産、自己の社債及び自己株式が直接連動の有配当契約のために保有される基礎となる項目である場合には、それらを純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定することを認めるべきである。
- VFAのもとでのCSMの修正再表示については、独自の移行措置を設けて単純化する。
- 保険契約に組み込まれている保証の価値の変動を純損益に認識する選択肢は、新基準の適用開始日から将来に向かって適用されるべきである。

概要

検討された事項

- 一般モデルと変動手数料アプローチ（VFA）との異同、及びこれらを単一モデルとみなすことができるかどうか
- VFAの下では、保険契約に組み込まれた保証によって生じた履行キャッシュ・フローの変動は、純損益で認識する前にCSMを調整することの確認
- 一般モデルの下では、CSMを再測定のために現在の割引率を使用することは要求も容認もしないことについての合意
- 間接連動の有配当契約の会計処理。IASBスタッフからは契約が保険者の裁量の影響を受ける場合にはCSMをアンロック調整するよう一般モデルの要求事項を明瞭化することが提案された。

概要

検討された事項（続き）

➤ VFAより生じる3つの限定的な論点

- すでに例外規定が設けられているユニット・リンク契約と同様に、直接連動の有配当契約の基礎となる項目の一部についてもFVTPLで測定できるよう、例外規定の対象範囲を拡張する。
- VFAで測定する場合の移行時におけるCSMの算定の単純化
- 保証の価値の変動をCSMではなく純損益で認識する選択肢を、移行時にどのように適用するか

保険契約に組み込まれた金融保証

スタッフ提案

- VFAを、保険契約に組み込まれている金融保証を基礎となる項目の範囲に含めるよう修正するべきではない。

IASBの審議内容と決定事項

- ある理事は、全ての金融保証をCSMではなく純損益かOCIで表示するのが良いと考えた。
- IASBスタッフはこの方法は過度に複雑であると懸念を示した。各報告日に保証を測定しなければならず、原資産の当期簿価利回りにも影響を及ぼすためである。また、現在の基準案ではこのような保証が適切に定義されていない。他のIASBの理事はこれらの懸念に同意した。
- 多くの理事は、プロジェクトの進捗状況を踏まえ、2つのモデルを有することにより生じうる「クリフ効果」よりも実務的な解決策の必要性が上回ると感じた。
- 2名の理事が反対したが、12名の理事の賛成により、審議会はスタッフの提案を承認した。

現在の割引率を使用したCSMの再測定

スタッフ提案

- 一般モデルを、現在の割引率を使用したCSMの再測定を要求または許容するよう修正するべきではない。

IASBの審議内容

- 「再測定」という表現について議論され、「現在の割引率での利息計上とアンロック」という表現がより正確であるという合意が得られた。
- IASBは、一般モデルでは報告日現在で（同様の残存保険カバーを有する契約に対して）請求されるであろう保険料ではなく、当該契約に対して決定済の保険料を用いることから、CSMは将来キャッシュ・フローの現在価額を反映していない残余であるというスタッフの分析に同意した。
- 上記はVFAでのCSMの算定と異なっている。VFAでは、将来の変動手数料を再見積りするために原資産の現在価額を使用する。さらに、現在の割引率を使用してCSMの利息計上とアンロック調整をすると、各報告期間のCSMの期首残高を再計算する結果になる。

現在の割引率を使用したCSMの再測定（続き）

IASBの審議内容

- スタッフと一部の理事の見方によれば、これらの「キャッチアップ」調整は一般モデルに複雑性をもたらし、また、将来キャッシュ・フローに関連しないために説明するのが困難となる。IFRS第15号ではマージンを再測定しないことと対比する者もいた。
- 他の理事は、現在の割引率でのアンロックと利息計上は概念的に好ましいものであると考えた。保険契約の長期性や、CSMの一部である投資マージンの重要さがその理由である。
- 彼らの見方によれば、ロックイン割引率を使用すると、過去データの保存が必要となり、また負債残高はその部分ごとに異なる割引率を使って測定されることになる。
- 利息計上に使用する「現在の割引率」とは何かについても審議された。選択肢となったのは、履行キャッシュ・フローを割り引くのに使用する利率、またはVFAで使用される利率である。

現在の割引率を使用したCSMの再測定（続き）

IASBの審議内容と決定事項

- 現在の利率でのアンロックをオプションとすることも検討されたが、IASB理事は、そのオプションの適用範囲を限定したり他の会計方針の選択と紐づけたりすることは困難であると理解した。
- IASB理事を最終的に振り動かしたのは、CSMの利息計上やアンロックに関する会計方針の選択が測定にまで影響する一方で、割引率の変動の影響をOCIに表示する会計方針の選択を許容するという暫定決定は表示に影響するのみである、という主張であった。
- 4名の理事が反対したが、10名の理事の賛成により、IASBはスタッフ提案を承認した。

一般モデルと変動手数料アプローチの比較

一般モデルの下での有配当契約における裁量権の取扱い

スタッフ提案

- 一般モデルにおいてCSMに認識される裁量権の影響は、裁量による予想キャッシュ・フローの変動のうち、市況変動の影響を相殺する変動以外の部分である。

IASBの審議内容

- この提案は、VFAから除外されている間接連動の有配当契約の論点と、実質的に資産に依存する保険給付を契約者に与えるために保険者が使用する金融資産の変動がこれらの契約のCSMの会計処理では考慮されていないという事実に関連している。
- VFAの下でCSMが変動するのは、明確に特定された基礎となる項目の変動を受けて、保険者が受け取ると見込む変動手数料が変動するときである。しかし、間接連動の有配当契約については明確に特定された基礎となる項目が存在しないので、予想変動手数料の変動は純損益で（OCI表示が選択される場合は純損益とOCIに分割して）認識される。

一般モデルの下での有配当契約における裁量権の取扱い(続き)

IASBの審議内容

- キャッシュ・アウトフローの資産依存性とそれにより生じる手数料の変動性がいずれも間接連動の有配当契約の特徴である契約上の裁量から生じることを踏まえ、スタッフは解決策を識別するためにその特徴を分析することを提案した。
- 契約上の裁量に対する見解として次の4つの方法が議論された。
 - a) 最低保証がある場合、裁量権は当初予想を下回るキャッシュ・フローのあらゆる変動であると考えられる。
 - b) 最低保証がある場合、裁量権は企業が保有する資産のリターン（マージンを控除）を与える決定であると考えられる。
 - c) 最低保証がある場合、裁量権は市況を超える追加のリターンからマージンを控除した金額にかかるものである。
 - d) 裁量権は、最低保証を上回る全てのキャッシュ・フローをカバーする。

一般モデルの下での有配当契約における裁量権の取扱い(続き)

IASBの審議内容

- スタッフは見解c) を提案した。この指針によって、裁量的なアウトフローの変動がCSM残高と純損益・OCIへの正味の影響との関係を歪めてしまうことを避けようとしている。
- 例として、市況が予想よりもよければ（例えば市場金利の上昇）CSMを使い果たすし、予想キャッシュ・フローの見直しが反対方向（つまり市場金利の低下）に向いた場合にはCSMを膨らませる。
- 提案された解決策では、予想キャッシュ・フローの変動を分割して、そのうち市場変数の変動と一致する部分を純損益・OCIで認識し、残余部分についてのみCSMをアンロックすることになる。この残余部分は契約者への予想支払総額のうち裁量的とみなされる金額である。
- デロイトの見解では、契約についてのこの解釈は保険者の実態を表していない。保険者は、VFA契約と同様に、保険契約者に対する裁量的な給付を行う以前に、そのマージンを調整するよう裁量権を行使している。

一般モデルの下での有配当契約における裁量権の取扱い(続き)

IASBの審議内容

- ある理事は、企業が裁量権による予想キャッシュ・フローをどう見ているかを示すよう提案した。
- 最初に、ある資産配分からの予想リターンを特定する。
- その予想配分での実際のリターンは、異なる金額が支払われない限りは裁量権の行使を表している。
- 他の理事は(b)を選好した。なぜなら、保険者は典型的には保有する資産配分を通してその裁量権行使するからである。
- しかしながら、リターンに対する保険者の保証を実際の保有資産に基づくものとして見ることは、間接連動の有配当契約をVFAの対象にするよう後押しすることになる。

一般モデルの下での有配当契約における裁量権の取扱い(続き)

IASBの審議内容と決定事項

- (b)を支持する一部の理事は、スタッフペーパーの設例では契約が不利になつてもまだCSMが残っているように見えることを懸念した。また、シナリオの前提条件が変動した場合の算定結果にどの程度のばらつきが生じるのかについても懸念した。
- 特に、金利上昇局面では資産のデュレーションが長期であるほど負債とCSMは増加していくが、原資産が変動金利である場合、保険者の業績はそれほど悪化しない。
- これらの懸念により、IASBはスタッフ提案について決定できなかつた（賛成票はわずか6票だった）。したがつて、この論点は今後の会議で再検討される。

スタッフ提案

- 投資不動産、関連会社に対する投資、自己使用不動産、自己の社債及び自己株式が直接連動の有配当性を有する契約の基礎となる項目である場合、FVTPLで測定することを許容すべきである。

IASBの審議内容と決定事項

- 短い審議の結果、IASBは、直接連動の有配当契約とユニット・リンク契約との類似性を理由に、スタッフ提案に全員一致で賛成した。

変動手数料アプローチから結果的に生じる論点

変動手数料アプローチを使用して測定される契約についての移行時におけるCSM

スタッフ提案

- 単純化した遡及的移行アプローチにおいて、VFAを使用して会計処理される契約を移行日に以下のように測定する。
 - 基礎となる項目からのリターンに対する企業持分の公正価値から、
 - 契約提供に要する正味コストの残額（既発生コストを反映するように調整する）の現在の見積りを控除し、
 - 当該契約の残存カバー期間とカバー期間全体との比較により算定された、過去の期間に提供されたサービスに対する累積手数料を控除する。
- 過去の期間における（時の経過に応じた）CSMの配分以外には、契約に対する手数料総額は表示する最も古い期間の期首から変動していないとの前提の下、適用開始日におけるCSMを調整することによって、比較対象期間におけるCSMを修正再表示する。

変動手数料アプローチから結果的に生じる論点

変動手数料アプローチを使用して測定される契約についての移行時におけるCSM

IASBの審議内容と決定事項

- ある理事が単純化した遡及的移行アプローチについて以下の懸念点をあげた。
 - 表示する最も古い期間の期首以降、既に発生した配当や分配を考慮に入れるかどうか。
 - 基礎となる項目全体ではなく、基礎となる項目からのリターンに対する企業持分のみを公正価値とすることが適切かどうか。
 - 単純化した前提条件（キャッシュ・フロー、割引率、リスク調整）を使用して当初認識時のCSMを見積る方法についての説明を、どのような実務上の指針として新基準に含めるか。
- IASBは目的について同意したが、基礎となる項目全体の公正価値から修正再表示後の履行キャッシュ・フローを控除するという形で表現を再検討するよう要請した。
- IASBは全員一致でスタッフ提案に賛成した。

変動手数料アプローチから結果的に生じる論点

保証の価値の変動をCSMではなく純損益に認識する選択肢は、移行時にどのように適用されるのか。

スタッフ提案

- 保険契約に組み込まれた保証の価値の変動を純損益に認識する選択肢は、新基準の適用開始日から将来に向かって適用すべきである。

IASBの審議内容と決定事項

- ある理事は、比較年度の期首から適用すべきとするのであればそれが好ましいと述べた。比較可能性が確保され、また事後判断が行われるリスクも大きくないからである。
- 他の理事はこの意見に対して懸念を示した。ある理事は、保険者はどのような結果になるかを把握しているので、選択肢を適用するかどうかの意思決定に影響を与えると考えた。いいとこ取りを避けるためには新基準が実際に適用される前から適用されていたかのように上記の意思決定を行わなければならないが、それはIFRS第9号に関する意思決定の観点から正当化することが難しいものになるだろうという意見が別の理事から述べられた。
- IASBは、13人の理事の賛成と1人の反対によりスタッフ提案を承認した。

残りの技術的論点と公表日

- IASBは2015年12月か2016年1月の会議で、間接連動の有配当契約の会計処理の肝となる一般モデルの下での裁量権の取扱いについて再検討する予定である。
- 公開討論の最終化前に審議されると見込まれていた会計単位に関する論点は、残りの議題から除外されてしまったようである。
- これまでの新基準の開発で行われたデュー・プロセス・ステップのレビューを、スタッフが2016年1月の会議中に（※1）IASBに要請すると見込まれる。
- 保険契約の新基準の強制発効日については、公表日(2016年を予定している)がより確実になった時点で、検討される予定である。おそらくは2016年1月の会議中である。（※2）

※1：（訳注）1月開催予定IASB会議のスタッフ・ペーパーによると、2月の会議で検討される予定

※2：（訳注）1月開催予定IASB会議のスタッフ・ペーパーには記載がない。

コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner

+852 2852 1977 fnagari@deloitte.co.uk

Keep IFRS Insurance Connected by:

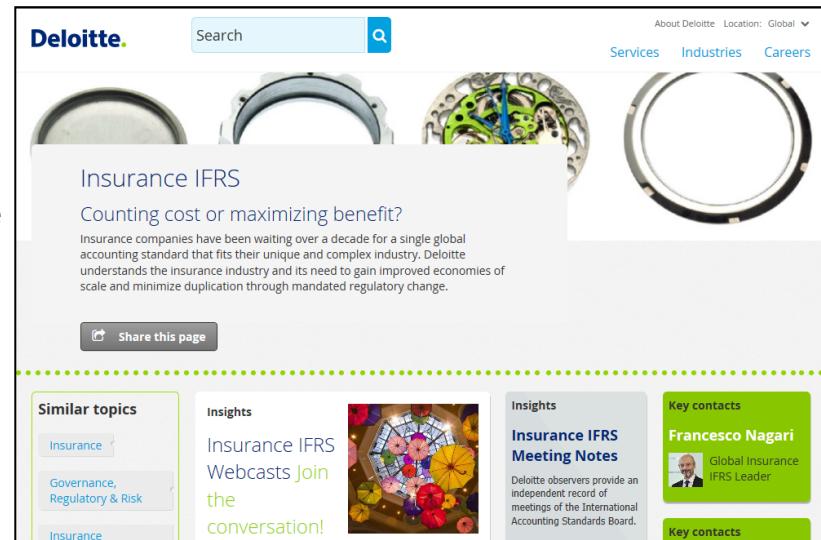
[Follow](#) my latest  posts

Follow me on  @Nagarif

[Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance
Channel on 

[Connect](#) to IFRS Insurance 
Group for all the latest IFRS news

Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) www.deloitte.com/i2ii to your favourites



Deloitte. Search 

About Deloitte Location: Global 

Services Industries Careers

Insurance IFRS
Counting cost or maximizing benefit?
Insurance companies have been waiting over a decade for a single global accounting standard that fits their unique and complex industry. Deloitte understands the insurance industry and its need to gain improved economies of scale and minimize duplication through mandated regulatory change.

Share this page 

Similar topics
Insurance
Governance, Regulatory & Risk
Insurance

Insights
Insurance IFRS Webcasts  Join the conversation!


Insights
Insurance IFRS Meeting Notes
Deloitte observers provide an independent record of meetings of the International Accounting Standards Board.

Key contacts
Francesco Nagari
 Global Insurance IFRS Leader
Key contacts

© 2015 Deloitte LLP. All rights reserved.

Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.co.uk/about for a detailed description of the legal structure of DTTL and its member firms.

Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of DTTL.

This publication has been written in general terms and therefore cannot be relied on to cover specific situations; application of the principles set out will depend upon the particular circumstances involved and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from acting on any of the contents of this publication. Deloitte LLP would be pleased to advise readers on how to apply the principles set out in this publication to their specific circumstances. Deloitte LLP accepts no duty of care or liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7936 3000 Fax: +44 (0) 20 7583 1198.

© 2015 Deloitte LLP. All rights reserved.